

令和2年6月18日

台東区商店街新型コロナウイルス感染症 緊急対策支援事業

商店街の3密(密閉・密集・密接)状態の回避に繋がるソーシャルディスタンスの確保等、感染症拡大防止に資する取り組みを支援します。

補助対象商店街

区内の商店街、商店街の連合会

(会員数の条件はありません)

補助対象事業

① 感染拡大防止に向けた 取組みの周知に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・チラシ、ポスター、フラッグ、看板、横断幕その他広報物の作成経費及びその掲出に係る委託や消耗品の購入経費・ホームページ更新に係る経費・放送にかかる録音等の経費
② 感染拡大防止のための 物品購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・飛沫感染防止用品・ソーシャルディスタンス確保用品・消毒用資材

補助対象事業の実施期間

令和2年4月1日(水) から 9月30日(水) まで

補助率

補助対象経費の **10割(全額)**

補助限度額

20万円 (会員数の条件無く一律)

申請受付期間

令和2年5月18日(月) から 10月30日(金) まで
申請書類は **原則郵送** でお願ひします。

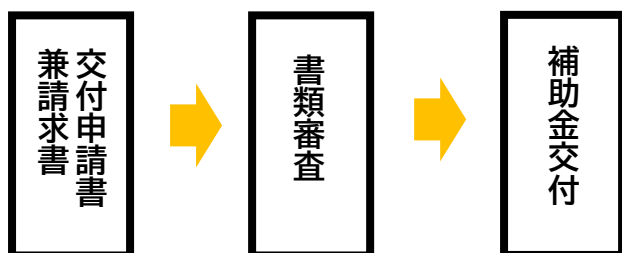
(宛先) 〒110-8615
東京都台東区東上野 4-5-6
台東区役所 産業振興課 商店街担当

申請必要書類

- ・交付申請書兼請求書
- ・納品日が分かる書類(納品書、納入日の記載がある発注書 等)
※納品日は令和2年4月1日(水)から9月30日(水)までの間であること。
- ・領収書 又は 金融機関の口座振込受付書(控)
- ・支払金口座振替依頼書・支払にかかる委任状(口座名義が会長・理事長と異なる場合) ※
- ・成果物(チラシ・ポスター等を作成した場合)
- ・その他、必要とする書類

※ 支払金口座振替依頼書等は申請受付後、区より郵送させていただきます。

交付申請から補助金交付までの流れ



実績報告書の提出は不要です。

申請受付後、支払金口座振替依頼書をお送りさせていただきますので、振込先口座をご記入のうえご返送ください。

(問い合わせ先)

〒110-8615

東京都台東区東上野 4-5-6

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 商店街担当

電話 03-5246-1142

補助事業経費の考え方

1 感染拡大防止に向けた取組みの周知に係る経費

- ポスター、チラシ等は感染拡大防止に係る内容の表示が全体面積の30%以上あれば、それ以外の内容が表示・掲載されていたとしても補助対象とします。
- ポスター、チラシ等を手作りした場合は、制作枚数分を用紙購入枚数から按分した用紙代を補助対象とします。(枚数不明の場合を除く。)
- 商店街ホームページにおける感染拡大防止に向けた注意喚起の掲載は、専用ページの新設・更新だけでなく、既存ページの更新も補助対象とします。(ホームページ保守業者からの当該作業にかかる領収書が必要です。)



対象となる経費の例については、次頁をご参照ください

2 感染拡大防止のための物品購入に係る経費

- 今後経常的な商店街活動に使用できるものであっても、今回感染拡大防止に向けた取組みをきっかけに購入した物品であれば補助対象とします。
- 購入した備品(繰り返し利用できるもの)を会員店舗で使用する場合、商店街の所有物とし、店舗に貸し出しという形であれば補助対象とします。(レジ用ビニールパーテーション等)
- 消耗品を会員店舗で使用する場合、特定店舗に偏ることなく広く会員に配布したことが分かる実績(配布先一覧・設置場所一覧)を提出いただければ補助対象とします。
- 物品の購入費上限は、単価を税込1万円以内とさせていただきます。



対象となる経費の例については、次頁をご参照ください

3 その他

- 東京都政策課題対応型商店街事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策型)をはじめ、国、都、区、その他の団体からの助成を重複して受けることは出来ません。
- 取組みの実施期間は9月30日(水)までとなります。納品が9月30日までであることを納品書で確認させていただきます。
- 補助対象事業の全部又は一部を専門業者に請け負わせ又は委託する場合や備品の購入を行う場合、経費が100万円を超えるときは、複数の業者(3社以上)から見積書を取得し、競争により業者選定をした上で、契約書により契約を締結してください。
- 各種支払いについては、小額(1万円以下)の支出を除き、原則として振込で支払ってください。その際の振込手数料は補助対象となります。(クレジットカード等での支払いは不可)
- 見積書・契約書・請求書・領収証等の宛先は、正式名称を記入してください。
(例)〇〇〇〇商店街振興組合 (〇〇〇〇商店街は、×)

1 補助対象となる周知費用の例

◆チラシ・ポスター、フラッグ、看板、横断幕その他の広報物

- ・ソーシャルディスタンスの確保などを呼びかける商店街共通のチラシ・ポスター等（呼びかけが全体印刷面の30%以上であれば、それ以外の面積をその他の内容、（会員店舗のテイクアウト・デリバリー品の紹介等）に使用していただいても結構です。）
- ・広報物は、3密回避に繋がる呼びかけが表示されていれば、Tシャツ、半被、半纏、ワッペン、来街者配布用ノベルティ等にかかる制作費も対象とします。（呼びかけの表示が無いものは対象となりません。）
- ・「新しい生活様式」の移行に向けた呼びかけも対象とします。

2 補助対象となる物品の例

◆飛沫感染防止用品

- ・吊り下げ式またはスタンド式のパーティション・仕切板
- ・フェイスシールド・マスク（特定店舗に偏ることなく、広く会員に配布することが必要です。）

◆ソーシャルディスタンス確保用品

- ・コーン（コーンバー、ウェイト含）
- ・床面貼り付け用足形目印シール
- ・その他事務用品（テープ、カッター、マジック、コピー用紙、プリンタ用インキ等）

◆消毒資材

- ・マスク、消毒液、手袋、ペーパータオル等（商店街共通の備品となる応急消毒用資材）